

三浦市ホームページ広告掲載要領第5条（広告掲載料）及び第6条（掲載料の支払い）について次のとおり定める。

項 目	金 額
第5条関係 (1) 月額 (1枠あたり)	20,000円（消費税及び地方消費税含む）
(2) 掲載料の減額	掲載希望期間が12か月の場合は、2か月分の掲載料を減額する。 6か月から11か月間の場合は、1か月分の掲載料を減額する。
第6条関係 (1) 支払方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括払いの場合の支払期限は広告掲載開始月の末日。</li> <li>・分割払いの場合の支払期限は広告掲載開始月の末日から広告掲載終了月の末日の毎月払い。</li> </ul>
(2) 減額による毎月の支払額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12か月契約 1回目支払24,000円 残り11回分支払16,000円</li> <li>・11か月契約 1回目支払20,000円 残り10回分支払18,000円</li> <li>・10か月契約 月額18,000円</li> <li>・9か月契約 1回目支払18,000円 残り8回分支払17,750円</li> <li>・8か月契約 月額17,500円</li> <li>・7か月契約 1回目支払18,000円 残り6回分支払17,000円</li> <li>・6か月契約 1回目支払18,000円 残り5回分支払16,400円</li> </ul>